

令和 5 年 6 月 9 日 提出

今治市議会定例会（第 3 回）議案

今治市議会定例会（第3回）議案目次

議案番号	件名	ページ
53	令和5年度 今治市一般会計補正予算（第2号）	別 冊
54	令和5年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
55	今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	1
56	今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	7
57	今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	11
58	財産の取得について（高規格救急自動車）	21
59	財産の取得について（大型提示装置）	25
60	財産の取得について（学習用タブレット端末）	29
61	今治市辺地総合整備計画の策定について	33
62	今治市辺地総合整備計画の変更について	37
63	市道の廃止について	49
64	市道の認定について	53
65	専決処分について	71
	・ 今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	73
	・ 今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	111
	・ 今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の	127
	ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制	
	定について	

	・ 令和 5 年度 今治市一般会計補正予算（第 1 号）	131
	・ 今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	147

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 今治市中心市街地再生基本計画策定審議会を廃止しようとするもの。
- 2 今治市中心市街地創生デザイン会議を設置しようとするもの。

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

今治市執行機関の附属機関設置条例（平成17年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部今治市中心市街地再生基本計画策定審議会の項を削り、同部に次のように加える。

今治市中心市街地創生デザイン会議	中心市街地の活性化及び都市デザインに関する事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	15人	2年
------------------	--	-----	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市執行機関の附属機関設置条例改正条項新旧対照表

[illegible]

		定する学校等 が行った調査 結果について の調査、審議 及び市長に対 する意見の答 申に関する事 項					定する学校等 が行った調査 結果について の調査、審議 及び市長に対 する意見の答 申に関する事 項				
	今治市中 心市街地 創生デザ イン会議	中心市街地 の活性化及び 都市デザイン に関する事項 についての調 査、審議及び 市長に対する 意見の答申に 関する事項	15人	2年							
教 育 委 員 会	今治市学 校給食運 営審議会	学校給食に 関する事項に ついての調 査、審議及び 意見の答申に 関する事項	20人	2年	教 育 委 員 会	今治市学 校給食運 営審議会	学校給食に 関する事項に ついての調 査、審議及び 意見の答申に 関する事項	20人	2年		

今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市印鑑条例の一部を改正する条例

今治市印鑑条例（平成17年今治市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して」を削る。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「参 考」

今治市印鑑条例改正条項新旧対照表

新	旧
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第17条 前条の規定にかかわらず、登録者は、 <u>個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>又は<u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより_____ _____ _____ _____ _____印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。 2 略	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第17条 前条の規定にかかわらず、登録者は、 個人番号カード_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより<u>利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)</u>を利用して印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。 2 略

今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市火災予防条例の一部を改正する条例

今治市火災予防条例（平成17年今治市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号のよる標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項と

し、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の今治市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

今治市火災予防条例改正条項新旧対照表

新	旧
(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて _____ 充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては _____、この限りでない。 ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの	(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう _____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。 _____

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) ～ (5) 略

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～ (10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター _____

_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) ～ (15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 _____

(3) ～ (5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が _____ 外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～ (10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる _____ こと。

(12) 自動車等 _____ の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) ～ (15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 _____ について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) 略

(19) 略

2 略

（避雷設備）

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 略

（喫煙等）

第23条 略

2 略

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示し

ア～エ 略

(17) 略

(18) 略

2 略

（避雷設備）

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。 ）に適合するものとしなければならない。

2 略

（喫煙等）

第23条 略

2 略

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示し

た標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6～7 略

別表第7 削除

た標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない

_____。）

5 前項 第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6～7 略

別表第7（第23条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 品名、規格及び数量 高規格救急自動車（2,500ccクラス、ガソリン車、4WD、オートマチック仕様、高度救命処置用資機材含む。） 1 台

2 購入の目的 北消防署大島分署に配備の高規格救急自動車の更新

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
高規格救急自動車	指名競争入札	円 33,392,810	今治市別宮町七丁目2番56号 愛媛日産自動車株式会社 今治別宮店 店長 末 廣 竜 二

「参 考」

高規格救急自動車入札結果

業 者 名	入 札 金 額
愛 媛 日 産 自 動 車 (株)	33,392,810 円
愛 媛 トヨタ自動車 (株)	33,400,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（大型提示装置）

次のとおり大型提示装置を購入する。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 品名及び数量 大型提示装置一式（別紙内訳書のとおり）

2 購入の目的 児童生徒の学習環境整備

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
大型提示装置	指名競争入札	円 27,456,000	今治市南大門町一丁目1番地の15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘

「別 紙」

大型提示装置内訳書

区 分	品 名	数 量
大型提示装置	小学校分	19台
	中学校分	33台

「参 考」

大型提示装置入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建（株）	27,456,000 円
（株） I J C	28,828,800
アカマツ（株）	34,205,600
B E M A C（株）	37,180,000
越智電機産業（株）	37,752,000
ケーオー商事（株）	43,100,200
（株）スジヤ	辞退
（有）大喜	辞退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（学習用タブレット端末）

次のとおり学習用タブレット端末を購入する。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 品名及び数量 学習用タブレット端末（別紙内訳書のとおり）

2 購入の目的 児童生徒の学習環境整備

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
学習用タブレット端末	指名競争入札	円 24,986,500	今治市南大門町一丁目1番地の15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘

「別 紙」

学習用タブレット端末内訳書

区 分	品 名	数 量
学習用タブレット端末	小学校分	269台
	中学校分	144台

「参 考」

学習用タブレット端末入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建（株）	24,986,500 円
（株）I J C	25,440,800
アカマツ（株）	26,803,700
ケーオー商事（株）	30,574,390
B E M A C（株）	31,801,000
越智電機産業（株）	32,255,300
（株）スジャ	辞退
（有）大喜	辞退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、今治市辺地総合整備計画を定めることについて議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

今治市辺地総合整備計画
(令和 5 年度～ 6 年度)

愛媛県今治市

総合整備計画書

愛媛県今治市 浦戸辺地
(辺地の人口 127人 面積 1.3km)
(参考 辺地の世帯数 85 世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町浦戸
- (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町浦戸 2 番地 7
- (3) 辺地度点数 136 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

浦戸地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

昭和 59 年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超過しており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船用補給施設	愛媛県漁協大三島支所	1,452	792	660	600
合 計		1,452	792	660	600

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画

(令和 2 年度～ 6 年度)

- 第 1 次変更 (令和 3 年 6 月)
- 第 2 次変更 (令和 4 年 3 月)
- 第 3 次変更 (令和 4 年 6 月)
- 第 4 次変更 (令和 4 年 7 月)
- 第 5 次変更 (令和 5 年 6 月)

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市 松尾辺地
 (辺地の人口 78人 面積 2.7km)
 (参考 辺地の世帯数 43世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町松尾 57 番地 1
- (3) 辺地度点数 102 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところに位置し、民家は山あい集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあつては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。

県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。

本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。

本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

歌仙の滝公園内の遊歩道において、法面に存在する岩盤の風化により、落石被害が散見されている。更なる風化の進行により、利用者への落石被害及び公園の利用停止が懸念されるだけでなく、長きにわたり続いている地元行事や季節の祭事の催行も危ぶまれ、早急な対応が必要である。当該施設の整備を行うことにより、遊歩道への落石被害を防ぎ、公園内の安全な利用が図られる。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
県営一般農道（歌仙地区） 2期	愛媛県	84,000	63,000	21,000	15,400
県営一般農道 （歌仙地区） 3期	愛媛県	1,342,800	1,007,100	335,700	335,700
歌仙仙高農道	今治市	72,338	40,558	31,780	30,800
歌仙の滝公園	今治市	4,200	0	4,200	4,200
合 計		1,503,338	1,110,658	392,680	386,100

総合整備計画書

愛媛県今治市 田之尻辺地
(辺地の人口 128 人 面積 1.7km)
(参考 辺地の世帯数 65 世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町田之尻
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町田之尻 737 番地
- (3) 辺地度点数 109 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約 3 km のところに位置し、民家は山あい集中し、主な産業は第 1 次産業（農業）である。

漁船漁具保全施設は、平成 8 年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食していて、船揚げ作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮桟橋の支柱等が腐食していて、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が海に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成 3 年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、渡橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。

施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高くなっており、本地域と国道 196 号線及び県道才之原菊間線を結ぶ市道菊間馬背線は地域において非常に需要の高い幹線道路となっている。当該施設においては、部分的に自然法面の路肩があり、豪雨等にて法面が侵食、崩落しており非常に危険であり通行に支障をきたしている。本線の改良を行うことで地域住民の生活、地域活動の利便性・安全性が確保できるとともに地域経済の安定と地域間の交流による活性化が期待できる。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100
漁船漁具保全 施設(浮桟橋改 修工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,862	1,084	778	700
市道菊間馬背 線	今治市	10,000	0	10,000	10,000
合 計		14,468	2,506	11,962	11,800

総合整備計画書

愛媛県今治市 口総辺地
 (辺地の人口 198人 面積 3.5km²)
 (参考 辺地の世帯数 122世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町口総
- (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町口総 3879番地
- (3) 辺地度点数 130点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

口総地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

大三島緑の村運動広場は平成16年に建設し、スポーツ振興のために使用している施設である。改修を計画しているネットやワイヤーは、経年劣化が著しく、令和元年に台風によってネットを下げたが、劣化により再び引き上げることが出来なかった。応急的に修繕を実施したが、昨今の台風等の災害状況を考慮すると、現状では安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び防災対策の向上を図る。施設が整備されることで、利用者の増加につながり、地域経済の活性化が期待される。

漁船漁具保全施設は、平成7年に建設し、漁具等の保管のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、強風の影響もあいまって施設の扉が破損している。このままでは施設内の漁具等の劣化が進み、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。また、施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
大三島緑の村運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000
漁船漁具保全施設	愛媛県漁協大三島支所	791	432	359	300
合 計		17,791	432	17,359	17,300

総合整備計画書

愛媛県今治市 大下辺地
(辺地の人口 51人 面積 1.52km²)
(参考 辺地の世帯数 33世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 関前大下
- (2) 地域の中心の位置 今治市関前大下甲 1750 番地
- (3) 辺地度点数 195 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。

大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。

大下島は海岸井戸を水源としており、平成 10 年度に整備された大下浄水場浄水施設では、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っているが、施設は老朽化が進み更新時期を迎えているため、施設更新し、従来通り淡水井戸水で海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、施設の長寿命化を図るとともに、電気機械等設備（遠方監視装置）と浄水施設間のデータ通信において、設備情報等に差異が生じることを防止し、正確な情報を把握して効率的なシステム運用をするため、電気機械等設備について更新する。浄水施設と電気機械等設備を整備することで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。

島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存する。当該区間には道路幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも喫緊の対応が望まれていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
大下港浮桟橋	今治市	57,000	38,000	19,000	19,000
大下浄水場浄水施設	今治市	310,179	228,394	81,785	81,500
大下浄水場電気機械等設備	今治市	25,000	12,500	12,500	12,500
市道大下一周線交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000
合 計		407,179	278,894	128,285	128,000

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																																																
松毛辺地	総合整備計画書 愛媛県今治市 松毛辺地 G2地の人口 78人 面積 2.7km² (参考 辺地の世帯数 43世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松毛 (2) 地域を中心の位置 今治市菊間町松毛57番地 (3) 辺地地点数 102点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 松毛地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところに位置し、民家山あい集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。 当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあっては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松毛線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市厚町地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。 県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。 本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。 本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。 翠山の湧公園内の遊歩道において、法面に存在する岩盤の風化により、落石被害が散見されている。更なる風化の進行により、利用者への落石被害及び公園の利用停止が懸念されるだけでなく、長きにわたり続いている地元行事や季節の祭事の開催も危ぶまれ、早急な対応が必要である。当該施設の整備を行うことにより、遊歩道への落石被害を防ぎ、公園内の安全な利用が図られる。 3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円) <table><tr><th rowspan="2">施設名 事業主 体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源 のうち辺 地対策事 業値の予 定額</th></tr><tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>県営一般農道（歌仙地区）2期</td><td>愛媛県 84,000</td><td>63,000</td><td>21,000</td><td>15,400</td></tr><tr><td>県営一般農道（歌仙地区）3期</td><td>愛媛県 1,342,800</td><td>1,007,100</td><td>335,700</td><td>335,700</td></tr><tr><td>歌仙山頂高農道</td><td>今治市 72,338</td><td>40,558</td><td>31,780</td><td>30,800</td></tr><tr><td>翠山の湧公園</td><td>今治市 4,200</td><td>0</td><td>4,200</td><td>4,200</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,503,338</td><td>1,110,658</td><td>392,680</td><td>386,100</td></tr></table>	施設名 事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源 のうち辺 地対策事 業値の予 定額	特定財源	一般財源	県営一般農道（歌仙地区）2期	愛媛県 84,000	63,000	21,000	15,400	県営一般農道（歌仙地区）3期	愛媛県 1,342,800	1,007,100	335,700	335,700	歌仙山頂高農道	今治市 72,338	40,558	31,780	30,800	翠山の湧公園	今治市 4,200	0	4,200	4,200	合 計	1,503,338	1,110,658	392,680	386,100	総合整備計画書 愛媛県今治市 松毛辺地 G2地の人口 78人 面積 2.7km² (参考 辺地の世帯数 41世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松毛 (2) 地域を中心の位置 今治市菊間町松毛55番地 (3) 辺地地点数 102点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 松毛地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところに位置し、民家山あい集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。 当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあっては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松毛線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市厚町地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。 県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。 本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。 本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。 3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円) <table><tr><th rowspan="2">施設名 事業主 体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源 のうち辺 地対策事 業値の予 定額</th></tr><tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>県営一般農道（歌仙地区）2期</td><td>愛媛県 84,000</td><td>63,000</td><td>21,000</td><td>15,400</td></tr><tr><td>県営一般農道（歌仙地区）3期</td><td>愛媛県 1,082,800</td><td>812,100</td><td>270,700</td><td>270,700</td></tr><tr><td>歌仙山頂高農道</td><td>今治市 72,338</td><td>40,558</td><td>31,780</td><td>30,800</td></tr><tr><td>――</td><td>――</td><td>――</td><td>――</td><td>――</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,239,138</td><td>915,658</td><td>323,480</td><td>316,900</td></tr></table>	施設名 事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源 のうち辺 地対策事 業値の予 定額	特定財源	一般財源	県営一般農道（歌仙地区）2期	愛媛県 84,000	63,000	21,000	15,400	県営一般農道（歌仙地区）3期	愛媛県 1,082,800	812,100	270,700	270,700	歌仙山頂高農道	今治市 72,338	40,558	31,780	30,800	――	――	――	――	――	合 計	1,239,138	915,658	323,480	316,900
施設名 事業主 体名	事業費			財源内容			一般財源 のうち辺 地対策事 業値の予 定額																																																											
		特定財源	一般財源																																																															
県営一般農道（歌仙地区）2期	愛媛県 84,000	63,000	21,000	15,400																																																														
県営一般農道（歌仙地区）3期	愛媛県 1,342,800	1,007,100	335,700	335,700																																																														
歌仙山頂高農道	今治市 72,338	40,558	31,780	30,800																																																														
翠山の湧公園	今治市 4,200	0	4,200	4,200																																																														
合 計	1,503,338	1,110,658	392,680	386,100																																																														
施設名 事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源 のうち辺 地対策事 業値の予 定額																																																														
		特定財源	一般財源																																																															
県営一般農道（歌仙地区）2期	愛媛県 84,000	63,000	21,000	15,400																																																														
県営一般農道（歌仙地区）3期	愛媛県 1,082,800	812,100	270,700	270,700																																																														
歌仙山頂高農道	今治市 72,338	40,558	31,780	30,800																																																														
――	――	――	――	――																																																														
合 計	1,239,138	915,658	323,480	316,900																																																														

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																																																				
田之尻辺地	総合整備計画書 愛媛県今治市 田之尻辺地 G2地の人口 128人 面積1.7km² (参考 辺地の世帯数 65 世帯) 1 略 2 公共的施設の整備を必要とする事情 田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約3kmのところに位置し、民和山あい集中し、主な産業は第1次産業（農業）である。 漁船漁具保全施設は、平成8年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食していて、船揚作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮桟橋の支柱等が腐食していて、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が船に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。 漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成3年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、波橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。 施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。 当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高くなっており、本路線と国道196号線及び県道才之原菊間線を結ぶ市道菊間馬背線と地域において非常に重要な幹線道路となっている。当該施設においては、部分的に自然土面の路肩があり、豪雨等にて法面が侵食、崩落しており非常に危険であり通行に支障をきたしている。本線の改良を行うことで地域住民の生活、地域活動の円滑性・安全性が確保できるとともに地域経済の安定と地域間の交通による活性化が期待できる。 3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額</th></tr><tr><th>事業主 体名 施設名</th><th></th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>漁船漁具保全 施設</td><td>愛媛県漁協 菊間支所</td><td>2,606</td><td>1,422</td><td>1,184</td><td>1,100</td></tr><tr><td>漁船漁具保全 施設 (浮桟橋改修 工事)</td><td>愛媛県漁協 菊間支所</td><td>1,862</td><td>1,084</td><td>778</td><td>700</td></tr><tr><td>市道菊間馬背 線</td><td>今治市</td><td>10,000</td><td>0</td><td>10,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>14,468</td><td>2,506</td><td>11,962</td><td>11,800</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	事業主 体名 施設名		特定財源	一般財源	漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100	漁船漁具保全 施設 (浮桟橋改修 工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,862	1,084	778	700	市道菊間馬背 線	今治市	10,000	0	10,000	10,000	合 計		14,468	2,506	11,962	11,800	総合整備計画書 愛媛県今治市 田之尻辺地 G2地の人口 127人 面積1.7km² (参考 辺地の世帯数 63 世帯) 1 略 2 公共的施設の整備を必要とする事情 田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約3kmのところに位置し、民和山あい集中し、主な産業は第1次産業（農業）である。 漁船漁具保全施設は、平成8年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食していて、船揚作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮桟橋の支柱等が腐食していて、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が船に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。 漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成3年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、波橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。 施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。 3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額</th></tr><tr><th>事業主 体名 施設名</th><th></th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>漁船漁具保全 施設</td><td>愛媛県漁協 菊間支所</td><td>2,606</td><td>1,422</td><td>1,184</td><td>1,100</td></tr><tr><td>漁船漁具保全 施設 (浮桟橋改修 工事)</td><td>愛媛県漁協 菊間支所</td><td>1,712</td><td>934</td><td>778</td><td>700</td></tr><tr><td>市道菊間馬背 線</td><td>今治市</td><td>10,000</td><td>0</td><td>10,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>4,318</td><td>2,356</td><td>1,962</td><td>1,800</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	事業主 体名 施設名		特定財源	一般財源	漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100	漁船漁具保全 施設 (浮桟橋改修 工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,712	934	778	700	市道菊間馬背 線	今治市	10,000	0	10,000	10,000	合 計		4,318	2,356	1,962	1,800
区分		事業費	財源内容		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額																																																																	
事業主 体名 施設名			特定財源	一般財源																																																																		
漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100																																																																	
漁船漁具保全 施設 (浮桟橋改修 工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,862	1,084	778	700																																																																	
市道菊間馬背 線	今治市	10,000	0	10,000	10,000																																																																	
合 計		14,468	2,506	11,962	11,800																																																																	
区分		事業費	財源内容		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額																																																																	
事業主 体名 施設名			特定財源	一般財源																																																																		
漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100																																																																	
漁船漁具保全 施設 (浮桟橋改修 工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,712	934	778	700																																																																	
市道菊間馬背 線	今治市	10,000	0	10,000	10,000																																																																	
合 計		4,318	2,356	1,962	1,800																																																																	

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																																																												
口総辺地	総合整備計画書 愛媛県今治市 口総辺地 辺地の人口 198 人 面積 3.5km² (参考 辺地の世帯数 122 世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町口総 (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町口総 3879 番地 (3) 辺地変点数 130 点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 口総地域は愛媛県の最北「神の島」として知られる。瀬戸内しまなみ海道沿線の大島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地帯は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である瀬戸を漁場とし、主に一本釣り・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。 大三島緑の村運動広場は平成 16 年に建設し、スポーツ振興のために使用している施設である。改修を計画しているネットやワイヤーは、経年劣化が著しく、令和元年に台風によってネットを下げたが、劣化により再び引き上げることが出来なかった。応急的に修繕を実施したが、昨今の台風等の災害状況を考慮すると、現状では安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び防災対策の向上を図る。施設が整備されることで、利用者の増加につながり、地域経済の活性化が期待される。 漁船漁具保全施設は、平成 7 年に建設し、漁具等の保管のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、強風の影響もあって施設の扉が破損している。このままでは施設内の漁具等の劣化が進み、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。また、施設が整備されることで、効率的な漁業活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。 3 公共的施設の整備計画 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間 (単位：千円)	総合整備計画書 愛媛県今治市 口総辺地 辺地の人口 214 人 面積 3.5km² (参考 辺地の世帯数 126 世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町口総 (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町口総 3882 番地 (3) 辺地変点数 130 点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 口総地域は愛媛県の最北「神の島」として知られる。瀬戸内しまなみ海道沿線の大島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地帯は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である瀬戸を漁場とし、主に一本釣り・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。 大三島緑の村運動広場は平成 16 年に建設し、スポーツ振興のために使用している施設である。改修を計画しているネットやワイヤーは、経年劣化が著しく、令和元年に台風によってネットを下げたが、劣化により再び引き上げることが出来なかった。応急的に修繕を実施したが、昨今の台風等の災害状況を考慮すると、現状では安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び防災対策の向上を図る。施設が整備されることで、利用者の増加につながり、地域経済の活性化が期待される。 漁船漁具保全施設は、平成 7 年に建設し、漁具等の保管のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、強風の影響もあって施設の扉が破損している。このままでは施設内の漁具等の劣化が進み、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。また、施設が整備されることで、効率的な漁業活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。 共同集出荷施設は、平成 11 年に建設し、魚類の集出荷場として使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、扉にカガキ窓について開閉作業にも支障をきたしている。また、漁業者から買取った魚を出荷するまで保管しているため、このままでは施設の防犯対策に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで耐久性の向上及び防犯対策を図り、地域住民の生活環境向上が期待される。 製氷冷蔵施設は、平成 17 年に設置し、集出荷場に集められた漁獲物の鮮度保持や品質管理に使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、腐敗に陥っている。このままでは氷の安定供給が行えないため、漁獲物の鮮度保持や品質管理に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化や省エネ化を図る。また、施設が整備されることで、活魚・鮮魚の品質管理の徹底を行い、市場へ出荷する際の付加価値向上につながり、地域経済の活性化が期待される。 3 公共的施設の整備計画 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間 (単位：千円)																																																																												
	<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">事業主 体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源の うち辺地対 策事業費の 予定額</th></tr><tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大三島緑の村 運動広場</td><td>今治市</td><td>17,000</td><td>0</td><td>17,000</td><td>17,000</td></tr><tr><td>漁船漁具保全 施設</td><td>愛媛県漁協大 三島支所</td><td>791</td><td>432</td><td>359</td><td>300</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>17,791</td><td>432</td><td>17,359</td><td>17,300</td></tr></table>	施設名	事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源の うち辺地対 策事業費の 予定額	特定財源	一般財源	大三島緑の村 運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000	漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協大 三島支所	791	432	359	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合 計		17,791	432	17,359	17,300	<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">事業主 体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源の うち辺地対 策事業費の 予定額</th></tr><tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大三島緑の村 運動広場</td><td>今治市</td><td>17,000</td><td>0</td><td>17,000</td><td>17,000</td></tr><tr><td>漁船漁具保全 施設</td><td>愛媛県漁協大 三島支所</td><td>813</td><td>444</td><td>369</td><td>300</td></tr><tr><td>共同集出荷施 設</td><td>愛媛県漁協大 三島支所</td><td>1,183</td><td>846</td><td>537</td><td>500</td></tr><tr><td>製氷冷蔵 施設</td><td>愛媛県漁協大 三島支所</td><td>1,199</td><td>0</td><td>1,199</td><td>500</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>20,195</td><td>1,090</td><td>19,105</td><td>18,300</td></tr></table>	施設名	事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源の うち辺地対 策事業費の 予定額	特定財源	一般財源	大三島緑の村 運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000	漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協大 三島支所	813	444	369	300	共同集出荷施 設	愛媛県漁協大 三島支所	1,183	846	537	500	製氷冷蔵 施設	愛媛県漁協大 三島支所	1,199	0	1,199	500	合 計		20,195	1,090	19,105	18,300
施設名	事業主 体名				事業費	財源内容		一般財源の うち辺地対 策事業費の 予定額																																																																						
		特定財源	一般財源																																																																											
大三島緑の村 運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000																																																																									
漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協大 三島支所	791	432	359	300																																																																									
—	—	—	—	—	—																																																																									
—	—	—	—	—	—																																																																									
合 計		17,791	432	17,359	17,300																																																																									
施設名	事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源の うち辺地対 策事業費の 予定額																																																																									
			特定財源	一般財源																																																																										
大三島緑の村 運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000																																																																									
漁船漁具保全 施設	愛媛県漁協大 三島支所	813	444	369	300																																																																									
共同集出荷施 設	愛媛県漁協大 三島支所	1,183	846	537	500																																																																									
製氷冷蔵 施設	愛媛県漁協大 三島支所	1,199	0	1,199	500																																																																									
合 計		20,195	1,090	19,105	18,300																																																																									

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																																																		
大下辺地	総合整備計画書 愛媛県今治市 大下辺地 〇辺地の人口 51 人 面積 1.52km² (参考 辺地の世帯数 33 世帯) 1 略 2 公共的施設の整備を必要とする事情 大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船航路の唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。 大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船航路の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。 大下島は海水井戸を水源としており、平成 10 年度に整備された大下浄水場浄水施設では、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っているが、施設は老朽化が進み更新時期を迎えているため、施設更新し、従来通り淡水井戸水で海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、施設の長寿命化を図るとともに、電気機械等設備（遠方監視装置）と浄水施設間のデータ通信において、設備情報等に差異が生じることを防止し、正確な情報を把握して効率的なシステム運用をするため、電気機械等設備について更新する。浄水施設と電気機械等設備を整備することで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。 島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存在する。当該区間には道幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも改善の要望が寄せられていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。 3 公共的施設の整備計画 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>事業主</th><th>事業費</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th><th>一般財源のうち辺地対策事業費の予定額</th></tr><tr><td>大下港浮桟橋</td><td>今治市</td><td>57,000</td><td>38,000</td><td>19,000</td><td>19,000</td></tr><tr><td>大下浄水場浄水施設</td><td>今治市</td><td>310,179</td><td>228,394</td><td>81,785</td><td>81,500</td></tr><tr><td>大下浄水場電気機械等設備</td><td>今治市</td><td>25,000</td><td>12,500</td><td>12,500</td><td>12,500</td></tr><tr><td>市道大下一周線交通安全施設</td><td>今治市</td><td>15,000</td><td>0</td><td>15,000</td><td>15,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>407,179</td><td>278,894</td><td>128,285</td><td>128,000</td></tr></table>	区分	事業主	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額	大下港浮桟橋	今治市	57,000	38,000	19,000	19,000	大下浄水場浄水施設	今治市	310,179	228,394	81,785	81,500	大下浄水場電気機械等設備	今治市	25,000	12,500	12,500	12,500	市道大下一周線交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000	合 計		407,179	278,894	128,285	128,000	総合整備計画書 愛媛県今治市 大下辺地 〇辺地の人口 52 人 面積 1.52km² (参考 辺地の世帯数 37 世帯) 1 略 2 公共的施設の整備を必要とする事情 大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船航路の唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。 大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船航路の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。 大下浄水場浄水施設は、平成 10 年に建設し、海水井戸を水源としている大下島において、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っている施設である。更新時期を迎えているが、海水と淡水施設を更新し、従来通り淡水井戸による海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、施設の長寿命化を図ることのできるシステムとする。施設が整備されることで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。 島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存在する。当該区間には道幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも改善の要望が寄せられていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。 3 公共的施設の整備計画 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間 (単位：千円) <table><tr><th>区分</th><th>事業主</th><th>事業費</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th><th>一般財源のうち辺地対策事業費の予定額</th></tr><tr><td>大下港浮桟橋</td><td>今治市</td><td>79,800</td><td>53,200</td><td>26,600</td><td>26,600</td></tr><tr><td>大下浄水場浄水施設</td><td>今治市</td><td>314,782</td><td>233,798</td><td>80,984</td><td>80,900</td></tr><tr><td>市道大下一周線交通安全施設</td><td>今治市</td><td>15,000</td><td>0</td><td>15,000</td><td>15,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>409,582</td><td>286,998</td><td>122,584</td><td>122,500</td></tr></table>	区分	事業主	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額	大下港浮桟橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600	大下浄水場浄水施設	今治市	314,782	233,798	80,984	80,900	市道大下一周線交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000	合 計		409,582	286,998	122,584	122,500
区分	事業主	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額																																																															
大下港浮桟橋	今治市	57,000	38,000	19,000	19,000																																																															
大下浄水場浄水施設	今治市	310,179	228,394	81,785	81,500																																																															
大下浄水場電気機械等設備	今治市	25,000	12,500	12,500	12,500																																																															
市道大下一周線交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000																																																															
合 計		407,179	278,894	128,285	128,000																																																															
区分	事業主	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち辺地対策事業費の予定額																																																															
大下港浮桟橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600																																																															
大下浄水場浄水施設	今治市	314,782	233,798	80,984	80,900																																																															
市道大下一周線交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000																																																															
合 計		409,582	286,998	122,584	122,500																																																															

市道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道の路線を廃止する。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳永繁樹

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2-280	徳重住宅線	今治市徳重字中カ田	
		今治市徳重字中カ田	

「参 照」

道路法（抜すい）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

「参 考」

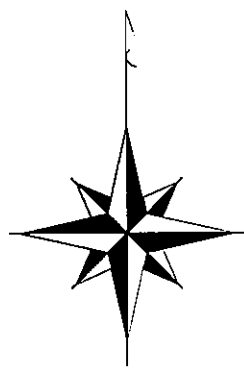
市道廃止路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員	延 長
		終 点		
2-280	徳重住宅線	今治市徳重字中カ田 116 番 2 先	m	m
		今治市徳重字中カ田 116 番 2 先	3.8~4.0	105.0

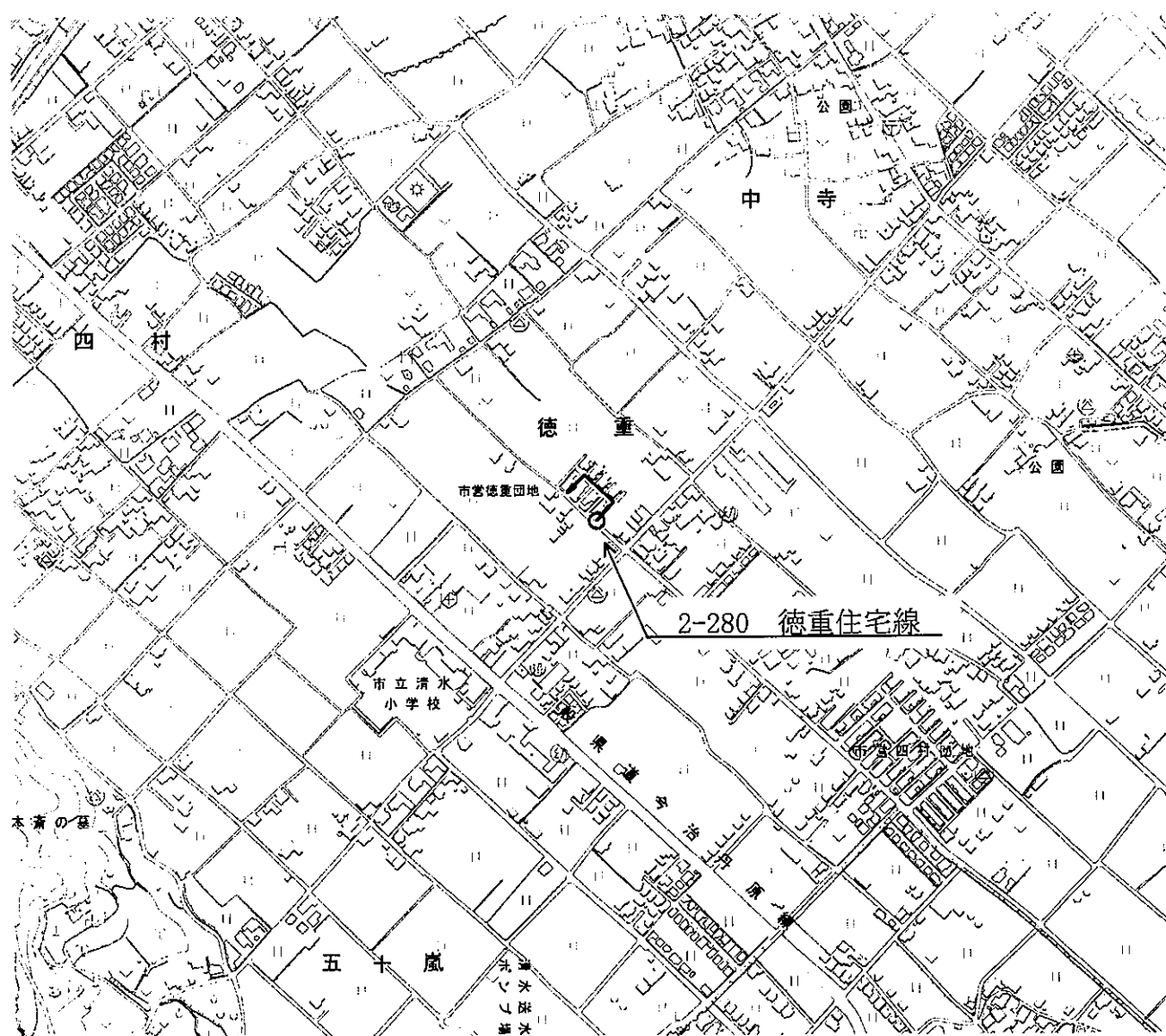
【 参 考 】

市道廃止路線箇所図

縮尺 1 : 10000



— 廃止路線
○ 起点
→ 終点



市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳永繁樹

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1-259	国分稲越支線	今治市桜井二丁目	
		今治市桜井二丁目	
2-556	中河原2号線	今治市中寺字中河原	
		今治市中寺字中河原	
2-557	南鳥生道辺線	今治市南鳥生町四丁目	
		今治市南鳥生町四丁目	
2-558	高下川13号線	今治市南高下町三丁目	
		今治市南高下町三丁目	
2-559	鳥生国道沿線支線	今治市南高下町三丁目	
		今治市南高下町三丁目	
2-560	上徳跨線橋1号線	今治市上徳	
		今治市上徳	
2-561	上徳跨線橋2号線	今治市上徳	
		今治市上徳	

2-562	上徳跨線橋 3 号線	今治市上徳	
		今治市上徳	
2-563	上徳跨線橋自歩道 1 号線	今治市上徳	
		今治市上徳	
2-564	上徳跨線橋自歩道 2 号線	今治市上徳	
		今治市上徳	
2-565	郷本町 5 号線	今治市郷本町二丁目	
		今治市郷本町二丁目	
3-525	常盤小西 3 号線	今治市中日吉町二丁目	
		今治市中日吉町二丁目	
4-405	中堀 10 号線	今治市中堀一丁目	
		今治市中堀一丁目	
4-406	阿方角田 4 号線	今治市阿方字幸部田	
		今治市阿方字幸部田	
9-144	亀岡公園線	今治市菊間町佐方	
		今治市菊間町種	

「参 照」

道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参 考」

市道認定路線一覧表

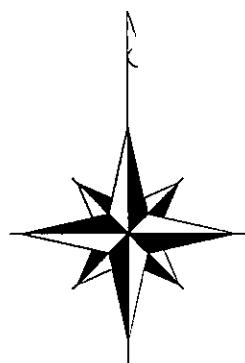
整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員		延長
		終 点	現況	計画	
1-259	国分稲越支線	今治市桜井二丁目乙 10 番 81 先	m 4.3	m	m 142.7
		今治市桜井二丁目乙 10 番 79 先	~6.3		
2-556	中河原 2 号線	今治市中寺字中河原 1008 番 4 先	6.3		46.2
		今治市中寺字中河原 1008 番 7 先			
2-557	南鳥生道辺線	今治市南鳥生町四丁目 405 番 6 先	6.3		100.0
		今治市南鳥生町四丁目 405 番 13 先			
2-558	高下川 13 号線	今治市南高下町三丁目 801 番 3 先	4.8		59.1
		今治市南高下町三丁目 801 番 4 先			
2-559	鳥生国道沿線支線	今治市南高下町三丁目 793 番 7 先	5.3		24.3
		今治市南高下町三丁目 793 番 6 先			
2-560	上徳跨線橋 1 号線	今治市上徳甲 356 番 1 先	6.4		312.2
		今治市上徳乙 316 番 1 先	~23.6		
2-561	上徳跨線橋 2 号線	今治市上徳甲 670 番 5 先	6.3		122.0
		今治市上徳甲 666 番 16 先	~19.0		
2-562	上徳跨線橋 3 号線	今治市上徳甲 670 番 10 先	5.0		191.2
		今治市上徳甲 367 番 2 先	~11.2		
2-563	上徳跨線橋自歩道 1 号線	今治市上徳甲 670 番 10 先	3.5		64.3
		今治市上徳甲 666 番 17 先	~7.8		
2-564	上徳跨線橋自歩道 2 号線	今治市上徳甲 665 番 1 先	3.2		67.0
		今治市上徳甲 369 番 1 先	~5.5		
2-565	郷本町 5 号線	今治市郷本町二丁目 577 番 5 先	4.7		34.8
		今治市郷本町二丁目 578 番 3 先			
3-525	常盤小西 3 号線	今治市中日吉町二丁目甲 595 番 10 先	4.3		65.1
		今治市中日吉町二丁目甲 595 番 6 先			

4-405	中堀 10 号線	今治市中堀一丁目 175 番 110 先	5.0		166.3
		今治市中堀一丁目 175 番 94 先	~6.3		
4-406	阿方角田 4 号線	今治市阿方字幸部田甲 215 番 19 先	5.3		28.6
		今治市阿方字幸部田甲 215 番 18 先			
9-144	亀岡公園線	今治市菊間町佐方 2139 番 1 先	5.0		347.8
		今治市菊間町種 147 番 5 先	~7.3		

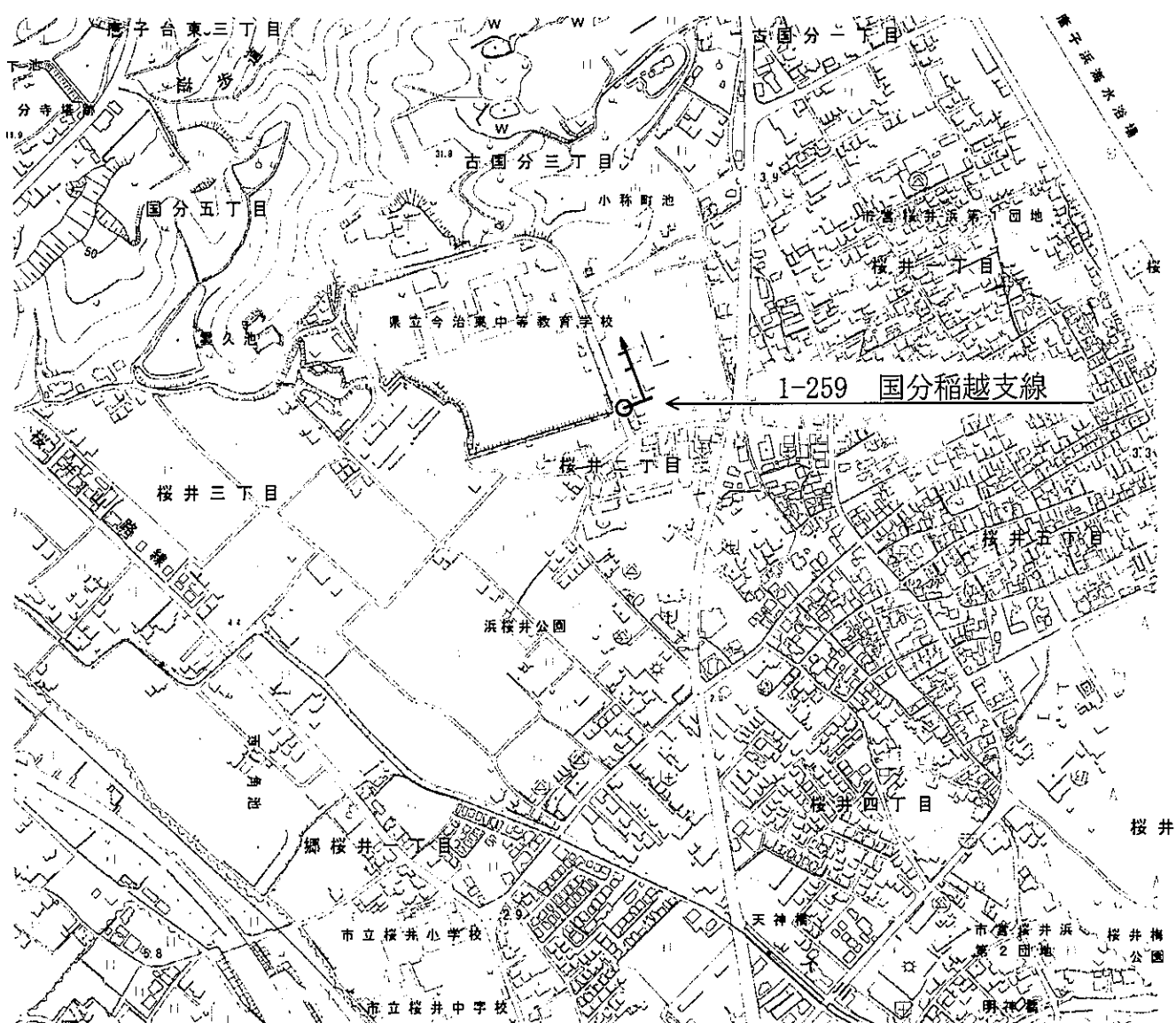
【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



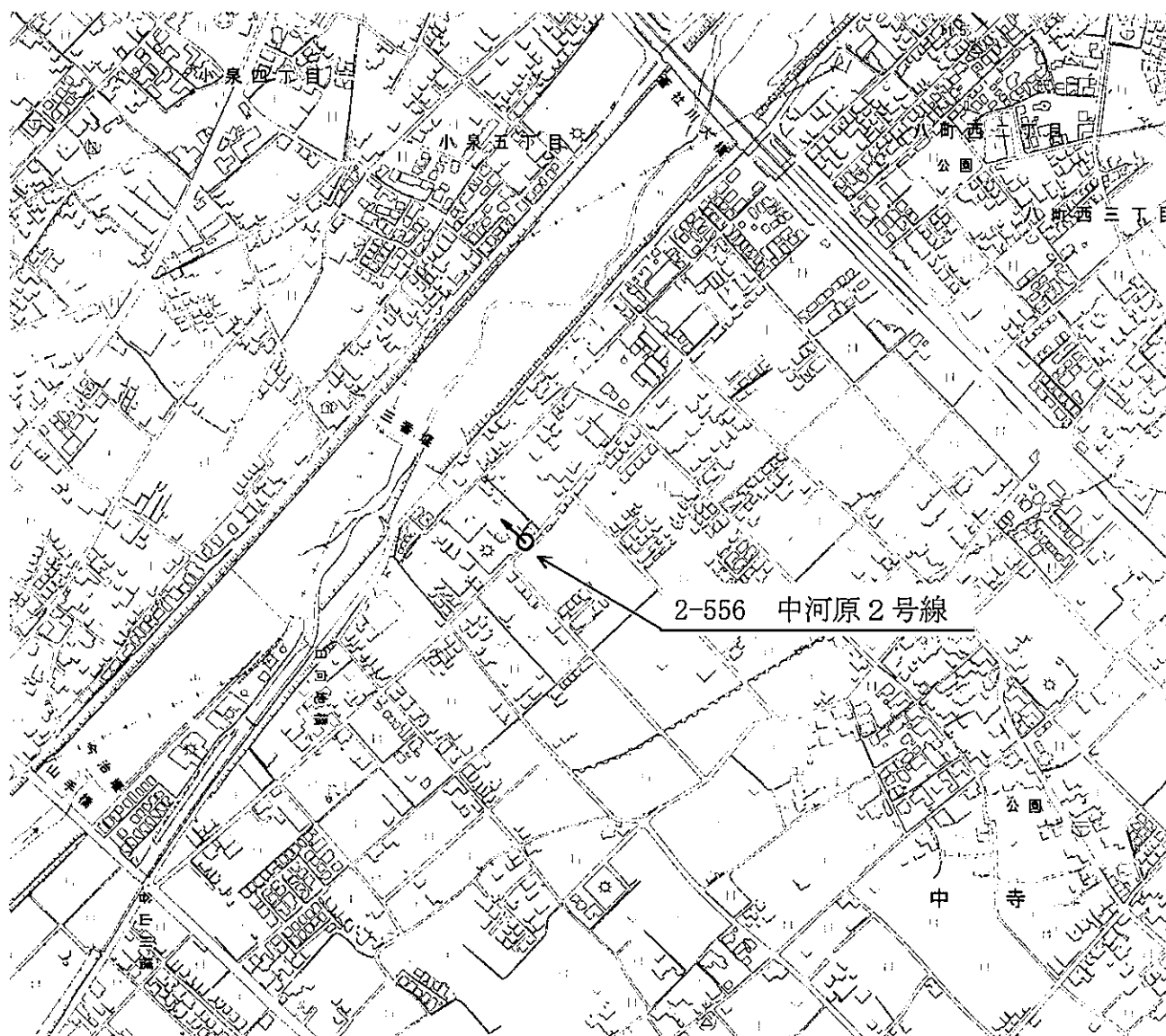
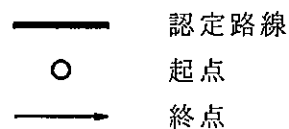
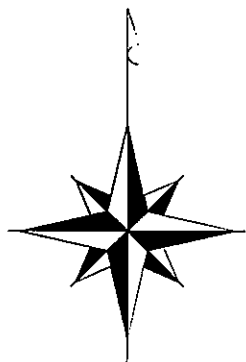
- 認定路線
- 起点
- 終点



【参 考】

市道認定路線箇所図

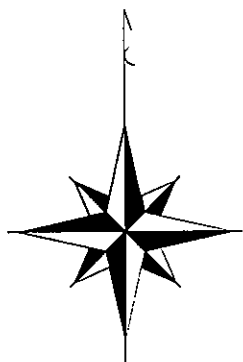
縮尺 1 : 10000



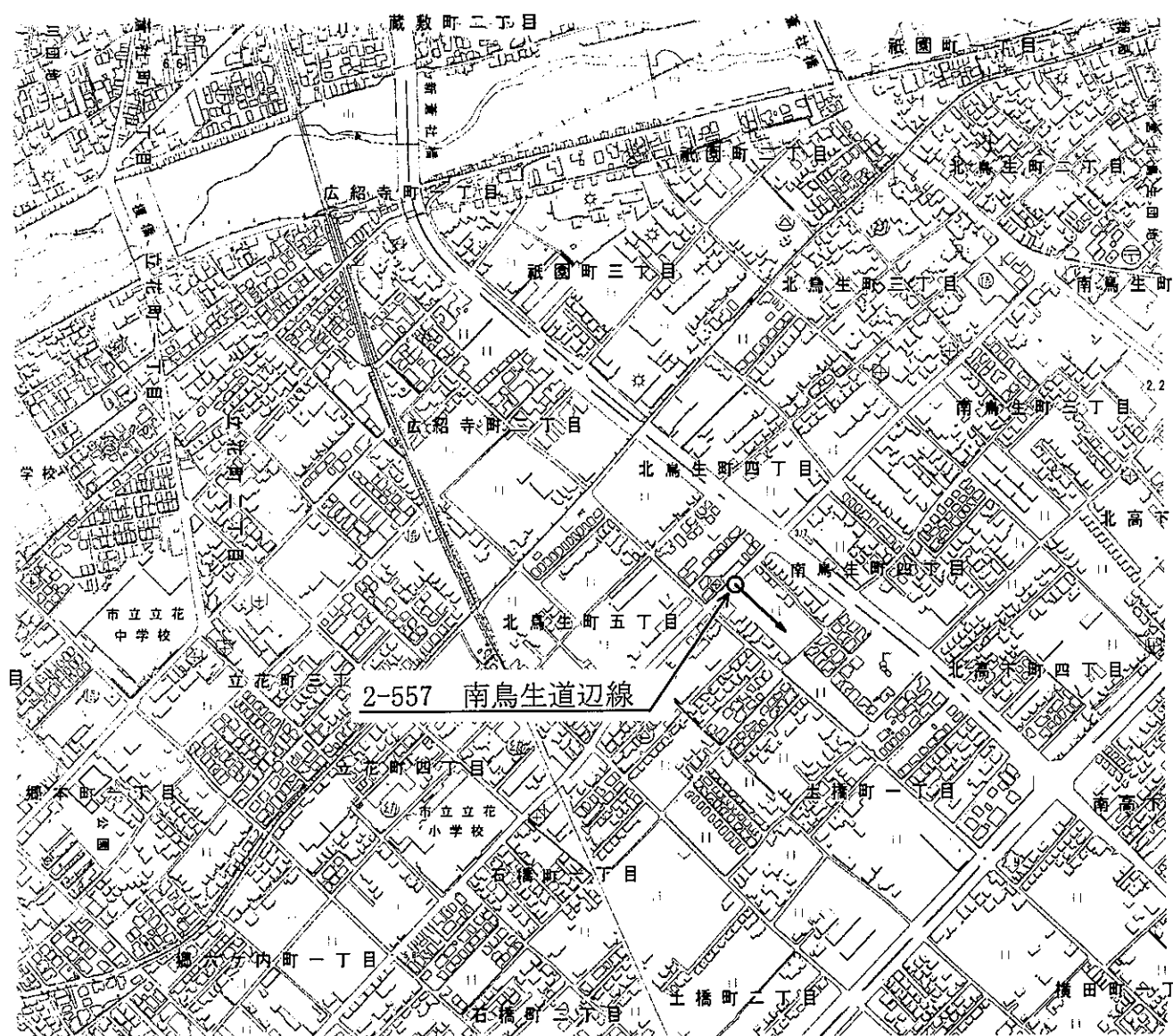
【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



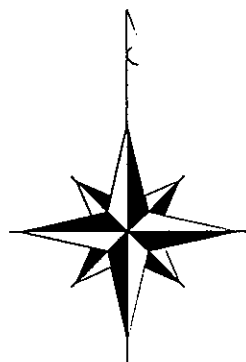
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



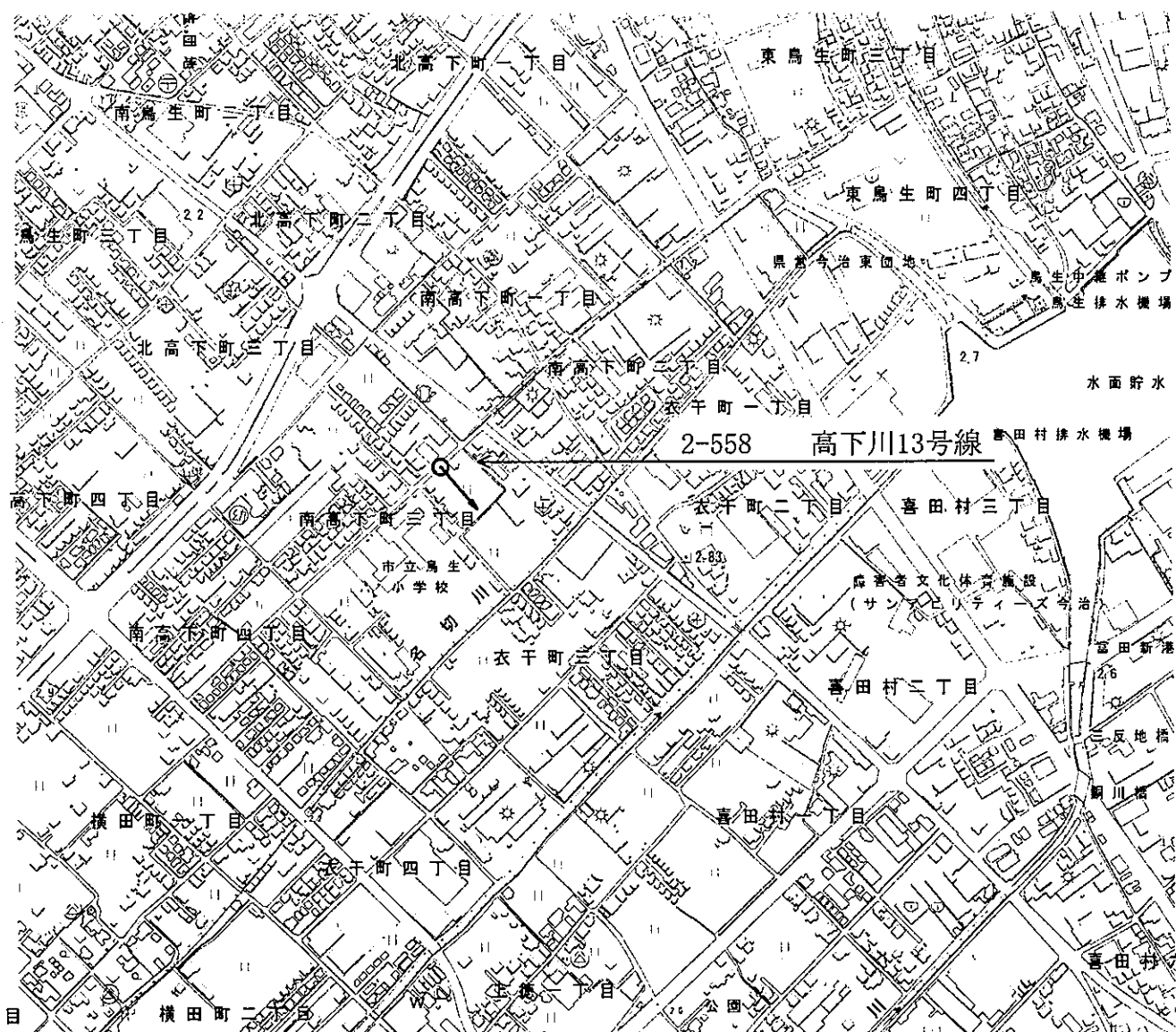
【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



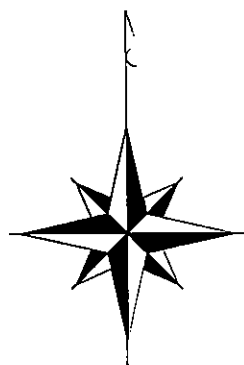
- 認定路線
- 起点
- 終点



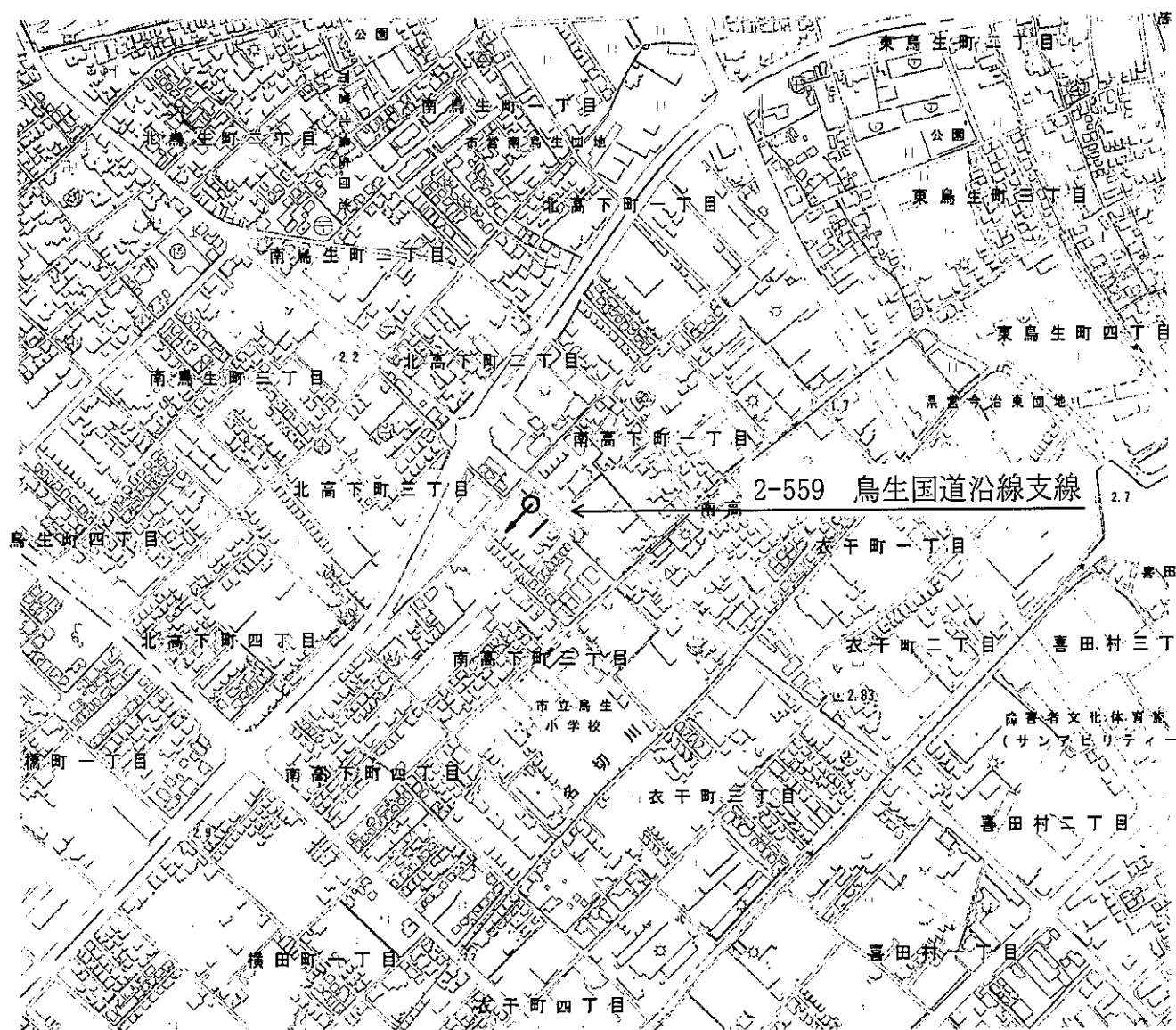
【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



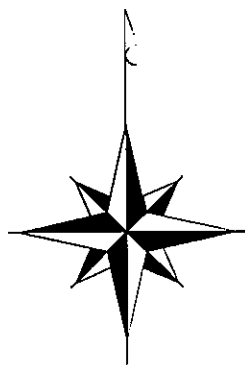
-  認定路線
-  起点
-  終点



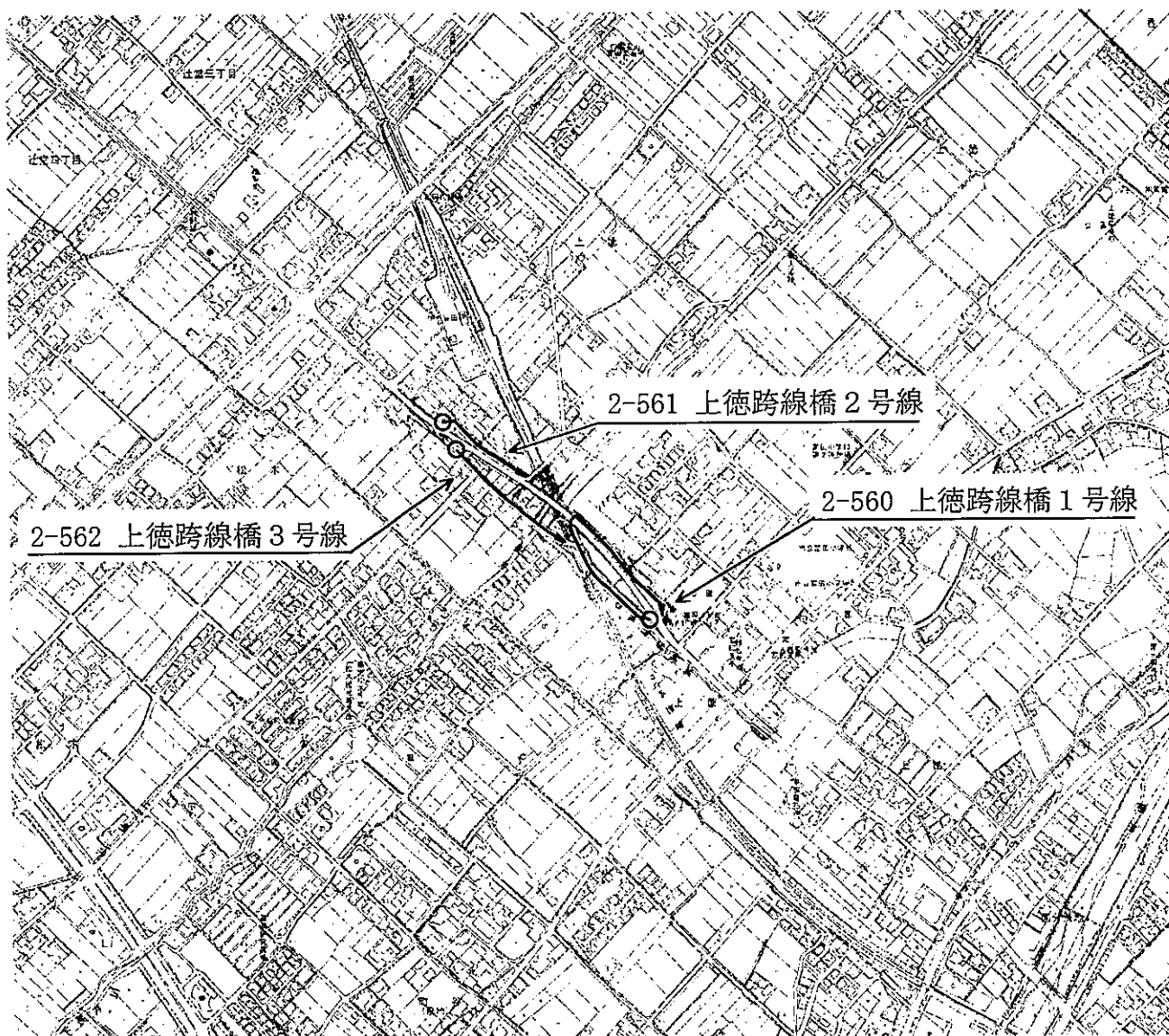
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



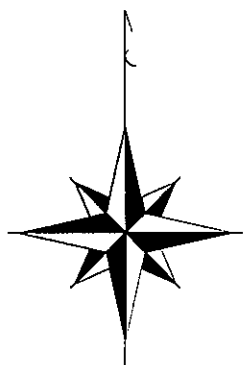
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



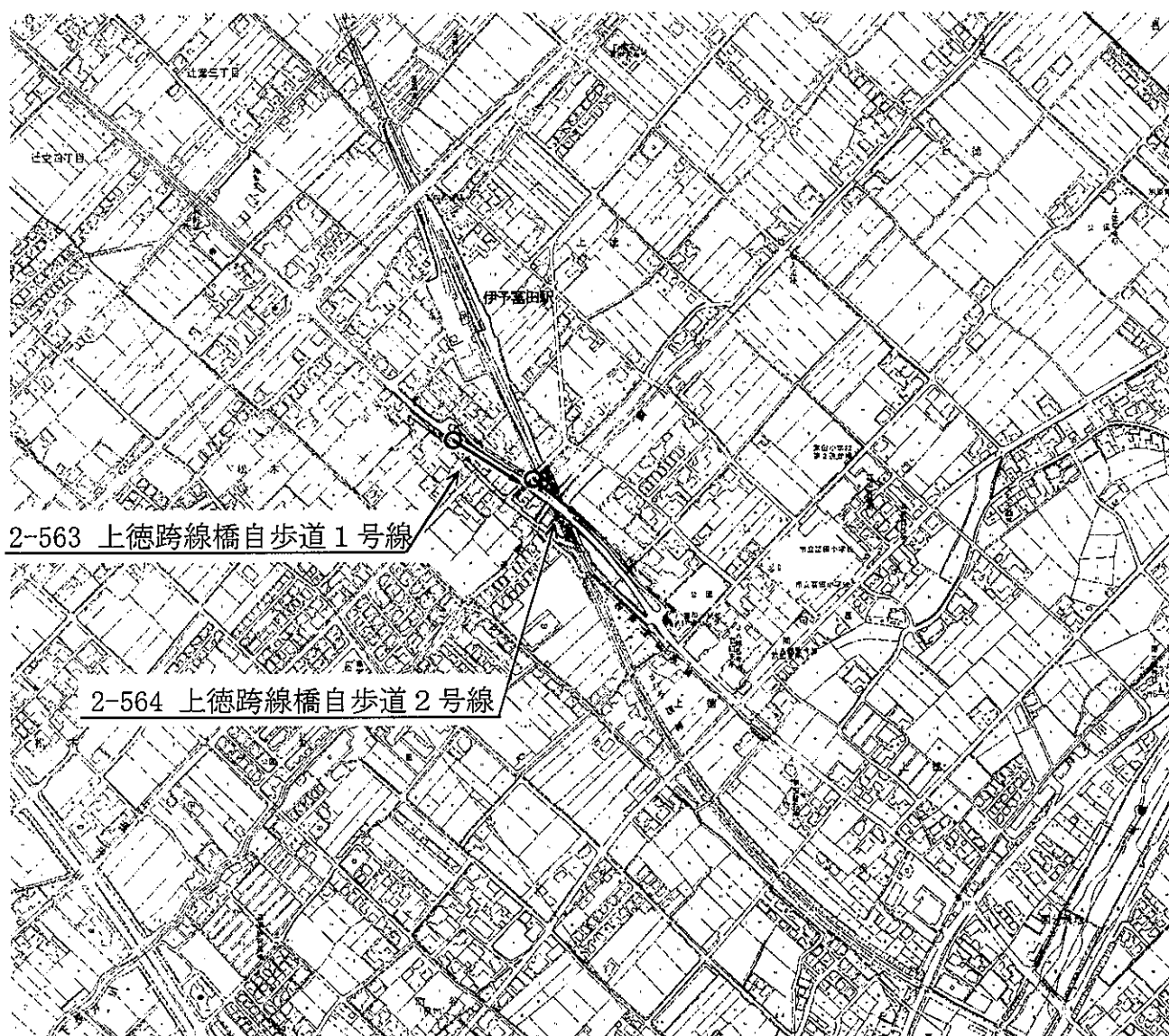
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



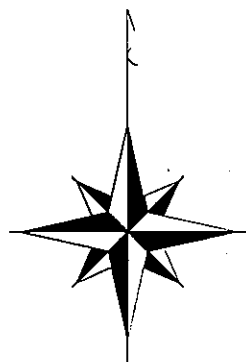
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



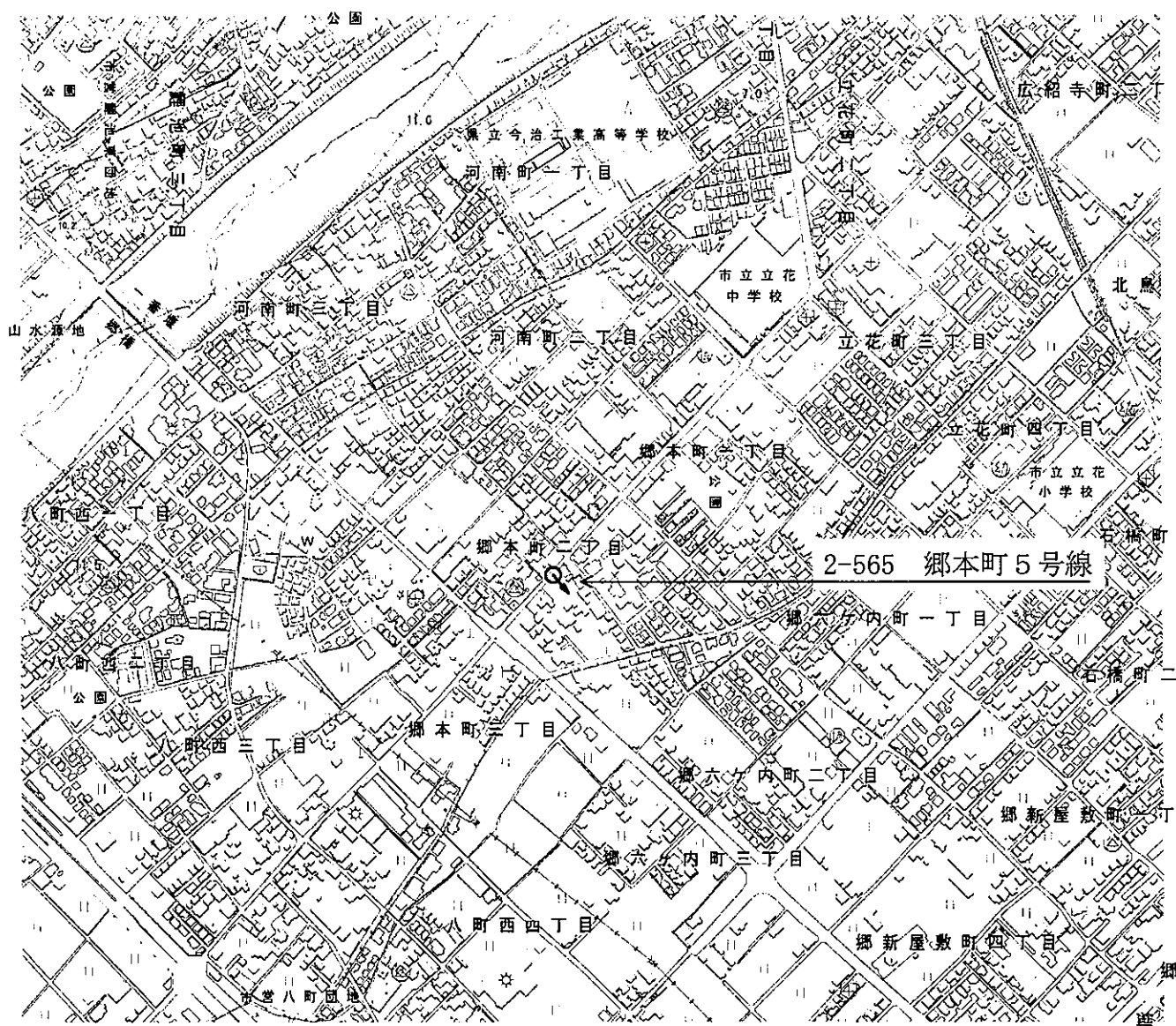
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



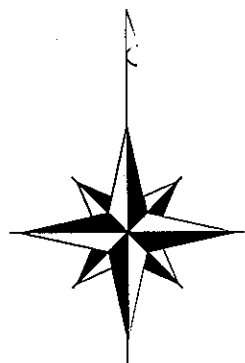
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



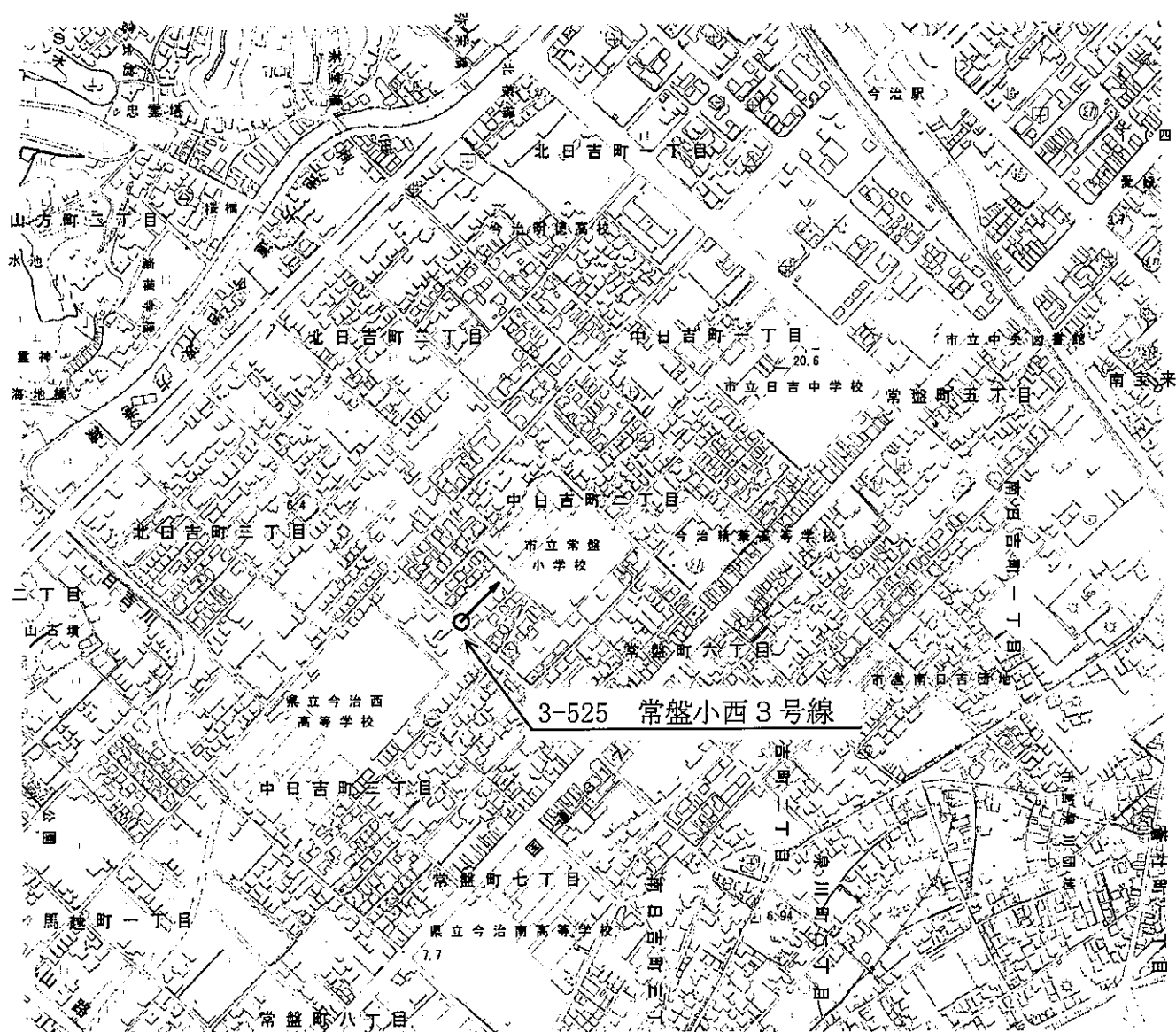
【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



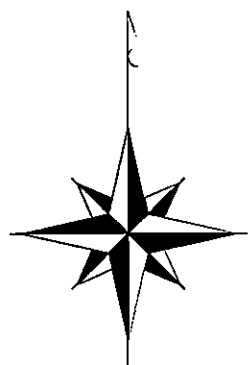
-  認定路線
-  起点
-  終点



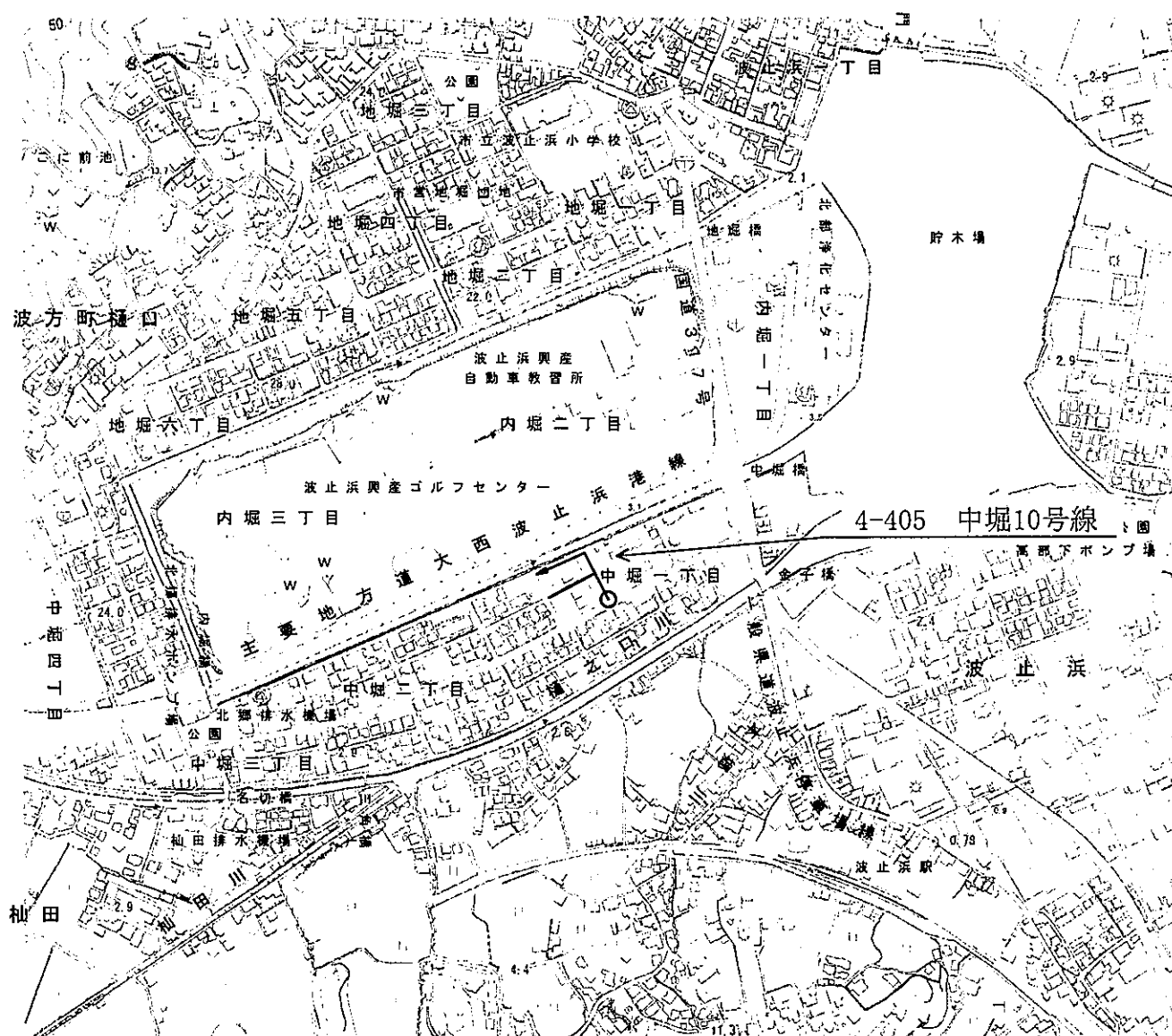
【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



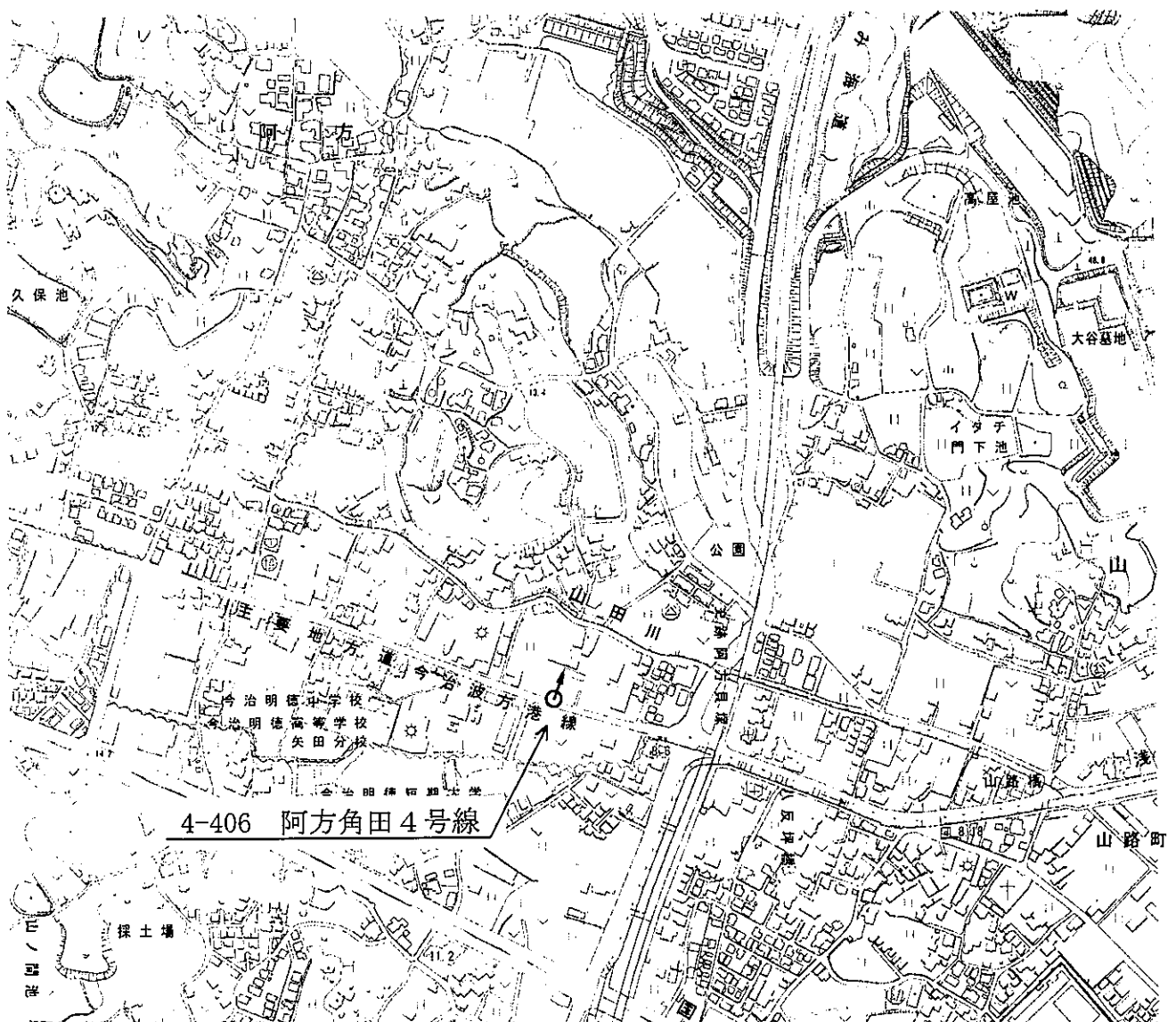
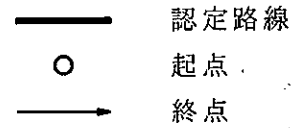
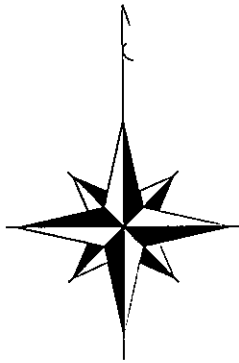
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



【参 考】

市道認定路線箇所図

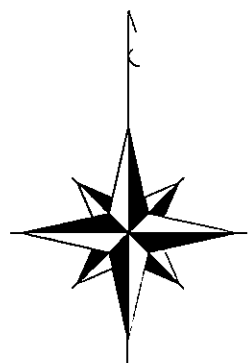
縮尺 1 : 10000



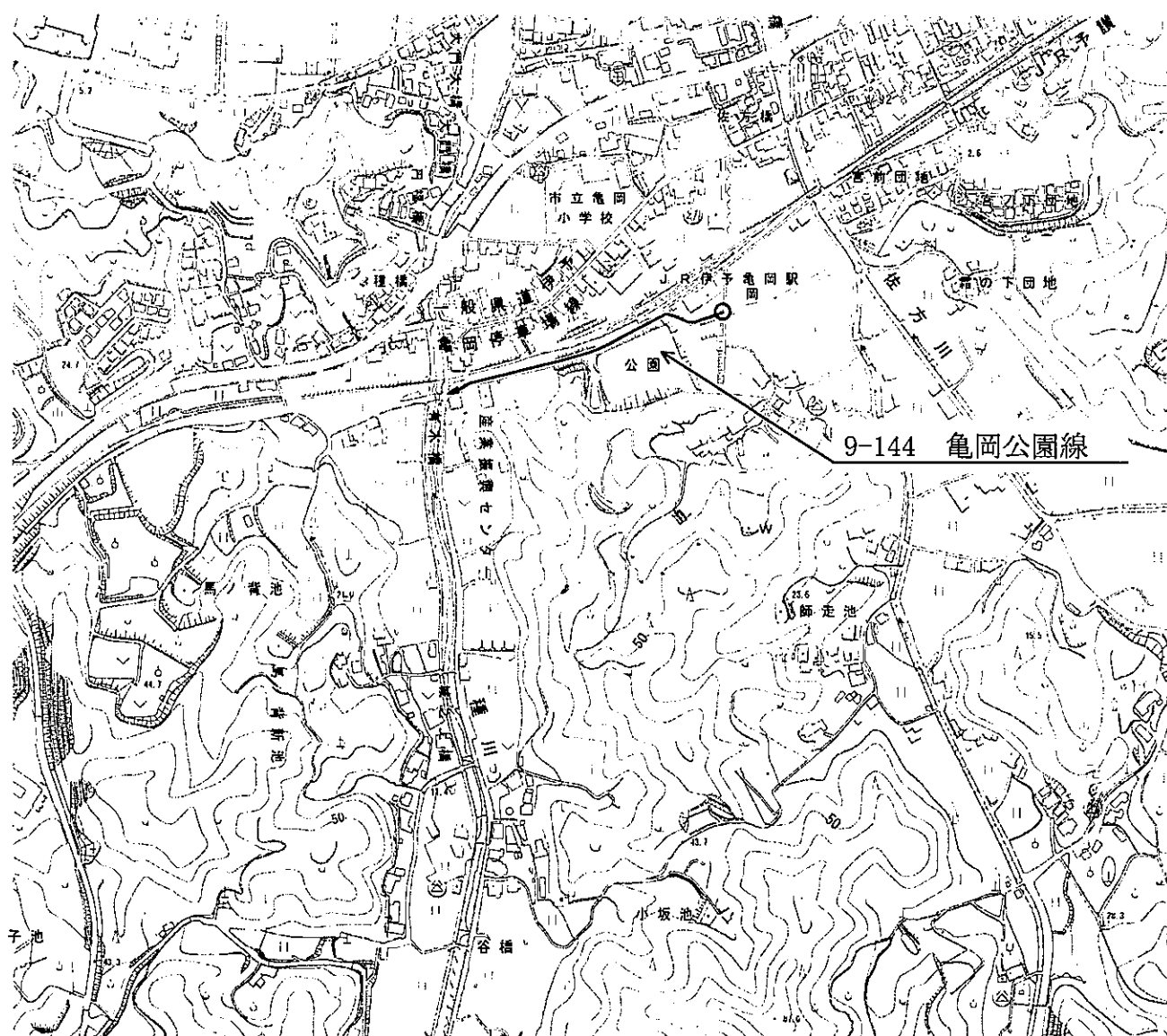
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



—— 認定路線
○ 起点
——→ 終点



専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 今治市市税条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 令和5年度 今治市一般会計補正予算（第1号）
- ・ 今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例の一部を改正する条例

今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項

中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「において」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条

第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を次のように改める。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適

用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項

中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の今治市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき今治市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税に

については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の今治市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第3項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 82 -

当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、その異動の内容その他省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、

2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、その異動の内容その他省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項 の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、

当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2 略

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項

当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により よって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて 徴収する。

2 略

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び 県民税額の合算額 （第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあっては特別徴収の方法によつて徴収されないこと になった金額に相当する税額）を前条第1項

の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

（1）～（2） 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

（1）～（2） 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつ

__徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により__徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により__徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により__徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により__徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により__個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により__徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により__徴収する。

__徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を省令第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は省令第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を省令第5号の15様式_____又は省令第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又

は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額

（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日

は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当
該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額

（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日

の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収する

の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する

ものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、

ものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、

第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を省令第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して省令第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を省令第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して省令第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、省令第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、____側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、省令第22号の4様式____による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの）にあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、

輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) ～ (3) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した省令第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を省令第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第16号の5様式による書

輪距が0.5メートル以下の3輪のもの _____

_____を
除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) ～ (3) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した省令第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を省令第34号の2の5様式 _____ による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第16号の5様式による書

類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を添付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、省令第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、省令第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2

類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を添付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、省令第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、省令第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2

第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条_____」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する市

第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する市

町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する
設備について同号に規定する市町村の条例
で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する
設備について同号に規定する市町村の条例
で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号二に規定する
設備について同号に規定する市町村の条例
で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第26項第2号イに規定する
設備について同号に規定する市町村の条例
で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する
設備について同号に規定する市町村の条例
で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第26項第3号イに規定する
設備について同号に規定する市町村の条例

で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

25 略

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋

で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

25 略

26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 略

2～11 略

について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び
個人番号又は法人番号（個人番号又は法人
番号を有しない者にあつては、住所及び氏
名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

[illegible]

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 省令附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 略

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第

(1) ～ (4) 略

(5) 省令附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 略

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3～4 略

2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を

受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の４第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の４第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等

(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2～3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、第80条第1項の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2～3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

_____の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
(i)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円
(ii)	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
(i)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円
(ii)	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる

号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句____とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を

受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) ～ (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号 _____)第5条第4

受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) ～ (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4

項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第15条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

第26条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第26条の2第1項中「20万円」を「22万円」に改める。

附則第4項中「第26条第1項」を「第26条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第26条第1項の」を「第26条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(課税額)	(課税額)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。
4 略	4 略
(特例対象被保険者等に係る申告)	(特例対象被保険者等に係る申告)
第15条の2 略	第15条の2 略
2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）を提示しなければならない。	2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。） <u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類</u> を提示しなければならない。
(保険税の減額)	(保険税の減額)
第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万	第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万

円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

附 則

1～3 略

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的

(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

附 則

1～3 略

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的

年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条_____の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の_____規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係

年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条第1項の規定の適用については、同項_____中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係

る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の
__規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 略

る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項
の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

7 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条

第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の_____規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若

第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若

しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の 規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居

しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居

住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の _____ 規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法

住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法

第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の_____規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条

第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条

の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定

の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条の2、第8条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定

する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、第２６条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」とする。

16 略

する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、第２６条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」とする。

16 略

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の
ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年今治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(課税免除の要件等) 第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して令和7年3月31日までに、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に限り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。 2 略	(課税免除の要件等) 第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して令和5年3月31日までに、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に限り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。 2 略

令和5年度今治市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度今治市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,077,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,327,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月24日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

款	項
3 民 生 費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

[illegible]

(単位 千円)

一般会計 総括 (歳入)

(歲 出)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

2 歳 入

[illegible]

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉総務費	823,000	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（１０／１０） 795,000 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費（１０／１０） 28,000
3 児童福祉総務費	254,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（１０／１０） 245,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費（１０／１０） 9,000

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	29,314,957	1,077,000	30,391,957	1,077,000	0
1 社会福祉費	16,338,392	823,000	17,161,392	823,000	0
1 社会福祉総務費	2,769,458	823,000	3,592,458	823,000	0
				(内訳) 国庫支出金 823,000	
2 児童福祉費	9,922,860	254,000	10,176,860	254,000	0
1 児童福祉総務費	495,673	254,000	749,673	254,000	0
				(内訳) 国庫支出金 254,000	
歳 出 合 計	75,250,000	1,077,000	76,327,000	1,077,000	0

(単位 千円)

節		明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	3,494	パートタイム会計年度任用職員給 (4人)	電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援給付金給付事 業費 823,000
3 職員手当等	2,977	時間外勤務手当 2,000	
		一般職期末手当 977	
4 共 済 費	832	社会保険料 437	
		一般職共済組合負担金 (会計年度任用職員) 395	
8 旅 費	101	費用弁償	
10 需 用 費	1,725	消耗品費 1,150	
		燃料費 11	
		印刷製本費 564	
11 役 務 費	8,423	通信運搬費 5,166	
		手数料 3,257	
12 委 託 料	8,968	その他委託料 4,536	子育て世帯生活支援特別給 付金給付事業費 254,000
		人材派遣委託料	
		電子計算業務委託料 4,432	
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付 金システム委託料	
13 使用料及び 賃借料	1,480	機械器具賃借料 530	
		複写機使用料 225	
		会場賃借料 725	
18 負担金補助 及び交付金	795,000	補助金	
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付 金	
3 職員手当等	1,000	時間外勤務手当 928	子育て世帯生活支援特別給 付金給付事業費 254,000
		管理職員特別勤務手当 72	
10 需 用 費	1,000	消耗品費	
11 役 務 費	1,000	通信運搬費 500	
		手数料 500	
12 委 託 料	5,600	電子計算業務委託料	
		子育て世帯生活支援特別給付金システム委託 料	
13 使用料及び 賃借料	400	複写機使用料	
19 扶 助 費	245,000	子育て世帯生活支援特別給付金	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,660	1,196,740	5,585,360	3,178,433	9,960,533	1,978,544	11,939,077	
補 正 前	2,660	1,193,246	5,585,360	3,174,456	9,953,062	1,977,712	11,930,774	
比 較	0	3,494	0	3,977	7,471	832	8,303	

(本会計における計上職員数は2,660人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	153,139	2,285	78,542	129,499	19,912	369,554	640
	補 正 前	153,139	2,285	78,542	129,499	19,912	366,626	640
	比 較	0	0	0	0	0	2,928	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	9,494	187,473	1,268,528	787,616	653	89,174	81,924
	補 正 前	9,422	187,473	1,267,551	787,616	653	89,174	81,924
	比 較	72	0	977	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,224	-	4,540,658	2,816,815	7,357,473	1,528,268	8,885,741	
補 正 前	1,224	-	4,540,658	2,813,815	7,354,473	1,528,268	8,882,741	
比 較	0	-	0	3,000	3,000	0	3,000	

(本会計における計上職員数は1,224人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	153,139	2,285	78,542	105,631	17,206	330,852	600
	補 正 前	153,139	2,285	78,542	105,631	17,206	327,924	600
	比 較	0	0	0	0	0	2,928	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	9,494	187,473	978,226	787,616	653	83,174	81,924
	補 正 前	9,422	187,473	978,226	787,616	653	83,174	81,924
	比 較	72	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,436	1,196,740	1,044,702	361,618	2,603,060	450,276	3,053,336	
補 正 前	1,436	1,193,246	1,044,702	360,641	2,598,589	449,444	3,048,033	
比 較	0	3,494	0	977	4,471	832	5,303	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	-	-	-	23,868	2,706	38,702	40
	補 正 前	-	-	-	23,868	2,706	38,702	40
	比 較	-	-	-	0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	-	-	290,302	-	-	6,000	-
	補 正 前	-	-	289,325	-	-	6,000	-
	比 較	-	-	977	-	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職 員 手 当	3,000	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	-		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	-		
		そ の 他 の 増 減 分	3,000	業 務 量 の 変 動 に 伴 う 増 減 分 3,000 時 間 外 勤 務 手 当 2,928 管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 72	

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月2日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

新型コロナウイルス感染症対応手当を当分の間支給しないこととするため、所要の改正をしようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

28 当分の間、附則第20項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

「参 考」

今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 28 当分の間、附則第20項の規定は、適用しな <u>い。</u>	附 則 — ————— —————